2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月31日付支出負担行為担当官南関東防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から防大⑯理工学館新設等建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

⑵　装備施設本部長から「建築一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

⑶　装備施設本部長が算定した「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上である。

⑷　平成11年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で地上２階建て以上かつ延べ面積が１棟当たり5,000㎡以上の新設工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。

⑸　工事全般の施工計画が適正である。

⑹　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できる。

ア　主任技術者は、二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者。
・一級建築施工管理技士の資格を有する者。
・二級建築士の資格を有する者。
・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。

また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が10㎞程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる。

イ　監理技術者は、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者。
・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

ウ　平成11年度以降入札公告日までに、⑷に掲げる工事の経験を有する者である。

ただし、建物は平屋建て以上かつ延べ面積が１棟あたり2,500㎡以上とする。（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＰ）。 6. 8.31）に基づく指名停止を受けていない。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。

⑼　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がない。詳細は入札説明書による。

⑽　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「鉄筋コンクリート構造物のひび割れ抑制対策及びコンクリートの品質確保について、施工段階にどのような配慮を行うか。」
・「大学校内における安全対策について、どのような配慮を行うか。」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は40点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⑷　落札者の決定方法等

ア　入札参加者は、価格及び⑴アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。